

くろうきん>働く人と子どもの^{あした}明日を応援プロジェクト 2024

募集のご案内

今、働く人を取り巻く社会的課題は、気候変動の影響による自然災害の頻発化、新型感染症の発生に加え、ロシア・ウクライナ情勢の影響等を受け、一層多様化・複雑化しています。労働金庫連合会では、金融業務を通じて解決する取組みだけでは解決しにくい、手が届きにくい課題が深刻化しているとの認識から、社会貢献活動を通じて解決する労働金庫業態統一の取組みについて検討を重ね、下記のとおり、寄付制度を実施することといたしましたのでご案内いたします。

記

1. 支援の対象となるテーマ、活動

- 働く人が直面する子育てや介護、疾病治療等と働くことの両立に係る課題の解決に向けた取組み
- 経済的困難な状況にある働く人の生活・子育てに係る課題の解決に向けた取組み
- さまざまな困難な状況にある子どもが安心して暮らすことができる地域や社会をめざす取組み

2. 具体的な活動例

(1) 「働く人」への支援

- ・育児や介護、疾病治療と仕事の両立支援（相談事業、居場所事業等、経済的支援等）
- ・ひとり親世帯等、経済的に困難な状況にある働く人および求職中の人の生活支援や就労・キャリア支援

生活支援とは…食糧支援やこども食堂等の運営、相談事業、居場所事業等
就労・キャリア支援とは…就労のためのセミナーや外国人への日本語学習、
各種講座の開催等

(2) 「子ども」への支援

- ・両親の離婚や虐待等により安心して暮らせる場等が必要な子どもの支援（居場所事業、シェルター活動、こども食堂運営事業等）
- ・病気や障がい等により困難な状況にある子どもの支援（長期入院や不登校等で学校に行けない子どもの学習支援、外出支援等）
- ・社会的養護下にある子どもの自立支援（生活および教育支援、資格取得支援、アフタ

- ーケア事業、住居一時金・家賃補助支援、大学進学時の生活支援等)
- ・ひとり親世帯等経済的に困難な状況にある子ども、病気の親や兄弟姉妹の世話をする子ども（ヤングケアラー）、外国にルーツを持つ子ども等への支援（新入学支援（お祝い金、制服購入等の支援含む）、相談事業、学習支援（日本語学習含む）等）

(3) 「支援者」への支援

- ・上記（1）、（2）の支援活動を行う支援者（スタッフ・ボランティア）のスキル向上、支援者拡大につなげるための活動（研修、支援者間交流等）

3. 支援対象となる団体

- (1) 主たる事務所の所在地および主な活動の場が、当金庫の営業エリア内にある民間の非営利団体で、法人格（NPO法人、一般社団法人等）を有する団体、および、権利能力なき社団の要件を満たしかつ団体名義の口座を保有している団体。
- (2) 2023年10月1日時点で団体設立後、原則1年以上の活動実績があること。
- (3) 団体のホームページやSNS等で活動や団体概要が公開されていること、また、寄付決定後、本寄付金による活動について情報発信できること。
- (4) 寄付金による活動開始後、報告書の提出や報告会等が開催される場合には出席できること。
- (5) 団体の目的や活動が特定の政治・宗教活動等に偏重していないこと、および、反社会的勢力とは一切関わっていないこと。

4. 支援期間と金額

(1) 支援対象活動期間

2024年4月1日～2025年3月31日

(2) 支援団体への寄付金額

1団体あたり30万円以上、10万円単位

ただし、労金連合会・労金協会・金庫の代表理事が団体の役員を兼職する当該団体への寄付は、年間100万円を上限とします。

5. 資金使途となる経費

(1) 対象となる経費

人件費、事務所経費、諸謝金、旅費・交通費、消耗品・資材購入費、印刷費、通信運搬費等

(2) 対象とならない経費

水道光熱費等日常の維持管理費、敷金や保証金等将来返還される可能性のある費用、応募用紙に記載した経費以外の費用等

6. 申請方法

(1) 申請期間

2023年10月1日～2023年11月15日

(2) ご提出いただく書類

- ① 所定の応募用紙 1部
- ② 定款、規約、会則等
- ③ 最新の事業報告書および決算資料
- ④ 会報等を発行している場合は最新のもの1部

(3) 提出先

申請する団体の主たる事務所の所在地および主な活動の場を管轄する当金庫営業店

以 上

応募用紙 (word) はこちらからダウンロードできます。

お問合せ先

お近くの営業店または下記までお問い合わせください。

四国労働金庫 経営統括部

TEL 087 - 811 - 8004